

# 覚 書

【物件名】 \_\_\_\_\_ 号室 \_\_\_\_\_

1. 入居申込書類と必要書類全て揃って弊社が受領した時点で入居申込の受付完了となり、それまでは申込書を受理してない状態とし部屋止め等はしないものとします。
2. 申込書並びに当覚書を受理後のキャンセル及び解約については総賃料の1ヶ月分の違約金がかかります。
3. 申込書に記載の入居日で契約書を作成させていただきます。申込から3日経過後の入居日変更は致しかねますのでご了承の程、お願い致します。
4. 違約金のお支払につきましては、仲介業者様にてお立替の上お支払をお願いしております。

ご同意頂けましたら、下記にご署名の上ご返信の程宜しくお願い申し上げます。

申込書と「以下の書類」の  
FAXをお願い致します

## 【 必要書類 】

◆会社案内

## 【 条件交渉 】

- ◆社宅代行が入る場合、  
条件を送付状にご記入下さい  
※基本法人の場合の短期違約金は、  
1年以内の解約で総賃料1カ月  
※解約予告は1ヶ月前

以下を漏れなくご記入の上送付

- ・保証会社申込書
- ・MD指定申込書
- ・こちらの覚書
- ・入居前チェックリスト
- ・必要書類

弊社が受理の連絡をさせて頂いた段階  
で、申込受付完了とさせていただきます

年 月 日

## 【賃貸申込人】

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

## 【賃貸仲介会社】

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

## 【賃貸管理会社】

住所：吹田市山手町2丁目13番16号

氏名：MD NEXT株式会社



※契約時は前家賃と翌月分の2ヶ月分を頂戴いたします  
※末日入居の場合は3ヶ月分を頂戴いたします

□ **鍵交換を希望します** (※工期に1ヶ月以上かかるので入居日はそれ以上の日程をご記入下さい)

(鍵交換を希望される場合はチェックお願い致します・鍵交換費用は入居者様負担となります)

鍵穴が1つの場合：ディンプルキーは4万円(税別)・普通の鍵は2.5万円(税別)・特殊キー及び鍵穴2つの場合は別途見積となります

鍵交換されない場合は、1本のみのお渡しとなります。必要に応じて入居者様で複製をお願い致します(予め弊社へ複製本数連絡要)

下記をお申込者様と共にご確認お願い致します。

※申込書類と共に送付をお願い致します（申込受付の必須書類となります）

- 部屋の清掃状態について問題がない事を確認しました
- クロスの状態に問題がない事を確認しました
- フローリング・クッションフロア等床の状態に問題がない事を確認しました
- 建具の状態に問題がない事を確認しました
- エアコンの冷暖房の動作に問題がない事を確認しました（設備ではない部屋もございます）
- 給湯機の動作に問題がない事を確認しました
- インターホンの動作に問題がない事を確認しました
- キッチンの状態について問題がない事を確認しました
- トイレの状態に問題がない事を確認しました
- 洗面の状態に問題がない事を確認しました
- 浴室の状態に問題がない事を確認しました
- バルコニーの状態に問題がない事を確認しました

※ **必ず仲介業者様、お申込者様ご一読頂いた上でご記入お願い致します。（お申込者様へコピーをお渡し下さい）**

- ① 修繕希望の場合は弊社公式LINE@へお写真をご送付下さい。拝見の上、返答させていただきます。
- ② 軽微のお部屋の傷み等につきましては、現状引渡しとし退去時に請求は致しません。
- ③ 気になる箇所は証拠となるお写真を入居後2週間以内に弊社の公式LINE@迄、ご送付下さい。
- ④ ご入居後に修繕を希望されてもお受け致しかねます。
- ⑤ 入居前チェックリストでお申し出なき場合は、上記全てを理解しご契約頂いたものとさせていただきます。

**お部屋の状態を確認し、上記①～⑤を一読し現状引渡を了承した上で申込致します。**

弊社公式LINE@



仲介業者様名

ご担当者様名

印

お申込者様名

印

**仲介業者様へお願いです**

**必ずご一読の上、ご入居者様にご案内お願い致します**

# 全保連は電子契約になります

※ご契約者様のSMSに全保連より契約案内が届く旨お伝え下さい※  
契約内容をご確認頂く際に、以下のコードの入力が必要になります

## アクセスコード

契約者様の生年月日（法人：会社設立日）

ex : 1997年3月24日



19970324

契約者様のSMSに全保連より数回案内が届きます  
銀行口座の登録までして下さる様お声かけお願い致します





個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意事項

賃貸借保証委託契約(以下「委託契約」とい、当該委託契約に係る賃貸借保証契約を「保証契約」といいます。)

ます。)に提供することに同意します。
■加盟家賃債務保証情報取扱機関
名 称:一般社団法人 全国賃貸保証協会(略称 LICC)
住 所:〒105-0004 東京都港区新橋5丁目22番6号
ル・グランエール BLDG2 四階 A

に係る開示請求または当該個人情報・法人情報及び貸付け情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第1条(個人情報)
個人情報とは、以下の個人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等を含みます。

(2)申込者は、当社が申込者等との委託契約締結可否の判断及び委託契約又は保証契約の履行・求償権の行使のために、加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社が当該情報を利用することに同意します。

第9条(個人情報の当社への提供)
申込者は、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者が、申込者の個人情報を、第4条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び年収等の入居申込書兼保証委託申込書(以下「申込書」とい、申込書に相当する書式を含みます。)、委託契約書兼保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含みます。)

(3)申込者は、以下の表に定める期間登録され、加盟家賃債務保証情報取扱機関の会員により申込者との契約締結可否の判断及び契約の履行・求償権の行使のために利用されることに同意します。

第10条(個人情報の開示・訂正等・利用停止等)
(1)当社は、当社所定の方法により、申込者等本人から、当該申込者本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、申込者等本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示します。

②委託契約に関する情報(賃貸物件の名称・所在地、賃料、口座情報、契約の種類、契約日、保証開始日、保証額等を含みます。)

Table with 2 columns: 登録情報, 登録期間. It lists registration details for personal information, including name, address, and contract terms, and the corresponding registration periods.

(2)当社は、当社が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに当該情報を最新の情報へ訂正追加又は削除(以下「訂正等」といいます。)

③法人名、代表者名、所在地、電話番号、FAX番号、設立年月日、資本金、年商、従業員等、事業内容等の、申込書、委託契約書兼保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含みます。)

(4)申込者は、賃貸人が賃借人等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合にこれにかかると情報を、賃貸人が当社に対して、当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的に提供することに同意します。

(3)当社は、申込者本人から当該本人が識別される個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下「利用停止等」といいます。)

④登記事項証明書等に記載された法人確認のための情報。

(5)原則として申込者等本人に限り、加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録される個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟家賃債務保証情報取扱機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

④法令に違反することとなる場合。

第2条(法人情報)
法人情報とは、以下の法人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる法人名・代表者名・所在地・電話番号その他の記述等により特定の法人を識別することができるもの等を含みます。

第8条(信用情報機関への登録・利用等)
(1)申込者は、当社が第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報を当社に加盟する以下の信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。)

⑤法令に違反することとなる場合。

①法人名、代表者名、所在地、電話番号、FAX番号、設立年月日、資本金、年商、従業員等、事業内容等の、申込書、委託契約書兼保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含みます。)

■加盟先機関
名 称:株式会社 日本信用情報機構(略称 JICC)
電話番号:0570-0555-955
URL: https://www.jicc.co.jp

第11条(個人情報の正確性)
当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

②法人に係る前条第2号及び第3号に定める情報。

(2)当社が加盟先機関及び加盟先機関と提携する以下の信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)

第12条(必要情報の提出)
申込者は、保証契約の申込、締結又は履行に必要な情報を提出することに同意します。

③登記事項証明書等に記載された法人確認のための情報。

■提携先機関
名 称:株式会社 シー・アイ・シー(略称CIC)
電話番号:0120-810-414
URL: https://www.cic.co.jp/

第13条(本条項不同意の場合の措置)
申込者が、委託契約及び保証契約において必要な記載事項(申込書、委託契約書及び保証契約書表面で記載すべき事項)の記載を希望されない場合、及び本条項の全部又は一部を承認できない場合には、当社は委託契約及び保証契約の締結をお断りします。

④法人に係る前条第6号に定める情報。

(3)①第1項で当社が提供する個人情報及び法人情報のうち、保証額についての情報は賃貸借申込物件の賃料等1ヶ月分に相当する額とします。

第14条(審査結果)
当社は、委託契約及び保証契約申込についての審査結果を賃貸人、管理会社又は仲介会社へ通知します。

第3条(関連する個人情報)
当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

(4)第1項で当社が提供する個人情報及び法人情報のうち、保証額についての情報は賃貸借申込物件の賃料等1ヶ月分に相当する額とします。

第15条(個人情報の管理)
(1)当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

第4条(個人情報の利用目的)
当社が申込者から取得した個人情報の利用目的は以下のとおりです。

(5)申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報が、加盟先機関に登録される期間以下の通りです。

(2)当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

①委託契約及び保証契約の締結可否の判断のため。

①第1項で当社が提供する個人情報及び法人情報が、加盟先機関に登録される期間以下の通りです。

第16条(個人情報及び法人情報取扱い業務の外部委託)
当社は、個人情報及び法人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

②委託契約及び保証契約の締結及び履行のため。

②第1項で当社が提供する個人情報及び法人情報が、加盟先機関に登録される期間以下の通りです。

第17条(統計データの利用)
当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。

③委託契約に基づく求償権の行使のため。

③加盟先機関は、当社が第1項で提供した個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

第18条(本条項の改定)
当社は、法令等定めがある場合を除き、本条項を随時変更することができるものとします。

④当社のサービスの紹介のため。

④申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報が、加盟先機関に登録される期間以下の通りです。

第19条(個人情報保護管理者)
全保連株式会社 個人情報保護管理者 コーポレート本部長

⑤当社のサービスの品質向上のため。

ア 申込者を特定するための情報(申込者が個人の場合:氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先名称、勤務先電話番号等、申込者が法人の場合:法人名、代表者名、所在地、電話番号、設立年月日等)

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他ご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては当社ホームページ(https://www.zenhoren.jp)を参照いただき、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

⑥委託契約もしくは保証契約の付帯商品提供のため。

イ 契約内容・返済状況・取引事実に関する情報

住所:東京都新宿区西新宿1-24-1
担当部署:全保連株式会社 リスク・コンプライアンス統括部
電話番号:03-6327-5843
受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00

⑦ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。

ウ 債権譲渡の事実に関する情報

第20条(適用除外)
申込者が法人の場合、第7条は適用外とします。

⑧賃貸人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため。

エ 加盟先機関は、当社が第1項で提供した個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

第21条(契約締結業務)
当社の契約締結業務の都合上、申込者が、当社との間で委託契約(申込者が連帯保証人予定者の場合)は、当社との間で委託契約に係る連帯保証契約を締結するに際して、当社に対し、本条項とは別の個人情報の取り扱いに関する同意書(以下「別同意書」といいます。)

⑨賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。

オ 申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

第22条(別同意書)
本条項と別同意書の規定内容が異なる場合には、申込者は、本条項の規定が優先的に適用されることについて同意します。

第5条(個人情報の第三者への提供)
(1)当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者本人の同意を得ず個人情報第三者に提供することはありません。

④申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

第23条(重要事項)
本条項と別同意書の規定内容が異なる場合には、申込者は、本条項の規定が優先的に適用されることについて同意します。

①法令に基づく場合。

⑤申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

第24条(同意)
同意した日をご記入ください

②本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑥申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

代表者氏名

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑦申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

法人申込の場合のみご記入ください

④必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑧申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

同意日

⑤必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑨申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

⑥必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑩申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

⑦必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑪申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

⑧必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑫申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

⑨必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑬申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

⑩必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑭申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

⑪必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑮申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

⑫必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑯申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

⑬必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑰申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

⑭必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑱申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

⑮必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑲申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

⑯必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑳申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

⑰必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㉑申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

⑱必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㉒申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

⑳必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㉓申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㉑必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㉔申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㉒必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㉕申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㉓必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㉖申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㉔必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㉗申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㉕必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㉘申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㉖必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㉙申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㉗必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㉚申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㉘必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㉛申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㉙必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㉜申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㉚必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㉝申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㉛必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㉞申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㉜必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㉟申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㉝必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊱申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㉞必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊲申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㉟必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊳申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㊱必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊴申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㊲必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊵申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㊳必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊶申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㊴必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊷申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㊵必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊸申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㊶必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊹申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㊷必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊺申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㊸必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊻申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㊹必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊼申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㊺必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊽申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㊻必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊾申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㊼必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊿申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

20年 月 日

㊽必要である場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

㊿申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報及び法人情報並びに提携先機関に登録している他の加盟会員に提供します。

</



## 賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。  
 なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

### 1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(2)第16号 2017年12月21日登録	
本社所在地及び連絡先	【東京本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-6327-5840	【沖縄本社】 沖縄県那覇市字天久905番地 TEL:098-866-4901
問い合わせ窓口	沖縄県那覇市字天久905番地 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00	

### 2. 保証内容及び保証限度額

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時の精算金など本契約書第5条記載の内容となります。		
保証限度額	住居学生	月額賃料の24か月分相当額	お客様の滞納賃料等が本契約の保証限度額に達するまでに、賃貸人が保証対象物件の明渡請求訴訟を提起した場合、駐車場に限り、保証会社は賃料等につき明渡請求訴訟提起時の滞納金額に加え月額賃料10か月分相当額を上限として、保証限度額を追加します。
	住居		
	店舗・事務所	月額賃料の6か月分相当額	
	倉庫		
	トランクルーム		
駐車場	月額賃料の12か月分相当額		

### 3. 弁済に係る求償権行使

求償権行使	賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金なされない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」という。)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,700円及び別途消費税等をご請求させていただきます。

### 4. 保証委託料及び保証期間

保証委託料	ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。		
	毎年プラン	住居	初回保証委託料:月額賃料の50%及び継続保証委託料:毎年1万円
		店舗・事務所	初回保証委託料:月額賃料の100%(下限4万円)及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円)
		倉庫	初回保証委託料:月額賃料の100%及び継続保証委託料:毎年:月額賃料の10%(下限1万円)
		住居学生	初回保証委託料:1万円及び継続保証委託料:毎年1万円
初回のみプラン	住居	初回保証委託料:月額賃料の100%	
	駐車場	初回保証委託料:1,000円	
	トランクルーム	初回保証委託料:1,000円	
※継続保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。			
保証期間	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証いたします。 保証会社は、原契約が借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合についても本契約に基づきお客様の退去明渡日まで保証いたします。		

### 5. 中途解約及び解除事由

中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社へ本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解約することができます。
解除事由	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当したときは、賃貸人に対する何らの通知、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。 ①原契約又は、本契約の各条項に違反したとき。 ②暴力団・過激派・テロ組織・もしくはこれに類する組織(以下「反社会的集団」という。)に属し又は関係者であることが判明したとき。 ③本物件、共用部分、付属設備等に反社会的集団の組織、名称、活動等に関する物を提示、又は搬入したとき。 ④反社会的集団に属しあるいは関係者を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。 ⑤お客様又はその関係者が本物件、共用部分、その他本物件の近隣において反社会的集団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。 ⑥本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、保証会社が誤認して契約が締結されたとき。

### 6. 賃貸借保証委託契約に関する特約条項

賃借人(以下「甲」という)と全保連株式会社(以下「保証会社」という)は、甲の委任に基づき、賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という)第5条(2)の定めにかかわらず、保証会社が認めることを条件に、以下の甲の債務(以下「本債務」という)を甲に代わって、次のとおり支払うことに合意した。
第1条(本債務の範囲) 本契約書記載の物件(以下「本物件」という)に関して締結した契約により生ずる甲の支払い債務(たとえば、損害保険契約から生ずる保険料相当額、緊急かけつけサービス・入居者優待サービス・その他生活関連サービス利用料等)。 但し、原契約書に記載されていることを条件とする。
第2条(特約に基づく保証限度額) 保証会社が、本特約によって保証する合計金額は、本物件の月額賃料3か月分相当額とする。 但し、本特約に基づき支払った金額は、本契約書表面のプラン表記載の保証限度額に関する計算につき、他の保証対象の債権の支払金額に加算される。
第3条(充当順位) 甲が、本特約及び本契約に基づき保証会社へ弁済した金員が、支払期日の到来した甲の保証会社に対する債務全部を消滅させるのに足りないときは、保証会社はこれを本契約第12条の規定に従い、充当するものとし、保証会社の甲に対する求償債権に充当するにあたっては、保証会社が本特約に基づき代位弁済したこと(有する求償債権、本契約に基づき代位弁済したこと)で有する求償債権の順に充当するものとし、甲はこれに異議を述べない。
第4条(準用規定) 本特約に基づく代位弁済についても上記第1条、第2条、第3条以外は、甲と保証会社間の本契約の条項に従うものとする。

